

紛議和解書

昭和十年四月名古屋紡績株式會社名古屋工場ニ發生シタル紛議ニ關シ勞資双方並ニ關係勞働團體タル日本勞働總同盟愛知縣聯合會間ヲ斡旋懇談ヲ重ネタル結果關係者間ニ於テ和協左ノ如ク本日和解ヲ見タリ爲後日記録スルコト左記ノ如シ

記

要求條項並ニ和解ノ結果（◎印和解條項）

一 強制解退職者ヲ速時復職セシメルコト

◎ 關係解退職者十名中四名現工場復職、六名退職ノコト

財團  
法人 協調會名古屋出張所

但復職者ハ向フ三ヶ月間宅行ノコト

一 強制退職者ニ對スル損害一切ヲ會社ニ於テ負擔スルコト

一 休業中ノ日給金額支給サレタシ

一 爭議費用一切會社ノ負擔トスルコト

◎ 右ニ乃至四ニ關シテハ一括シテ金一封ヲ會社ヨリ支給スルコト

一 従業員ノ勞働組合加入ノ自由ヲ認め同時ニ誓約證中ノ之

ニ關スル條項ヲ消除サレタシ

◎ 誓約證中ニカ、ル條項挿入アル事實ナシ、同時ニ組合